

発想の転換！？ 相続税の生前対策 ～配偶者間の居住用不動産の贈与～ その5

今回は発想の転換による「相続税の生前対策」について、婚姻期間が20年以上の配偶者間における居住用不動産の贈与についての有利・不利の解説です。

### 1. 贈与とは

本来贈与は、恩恵・好意・謝意等の原因を動機としてなされるものですから法規範の対象外と考えられているのですが、近代民法は贈与を契約としてとらえて法的な拘束力を与えています。

民法549条では、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定し、このことから、贈与は、無償・片務・諾成の契約であるといわれています。

ただし、双方に贈与の認識がなかった場合でも、借入れを免除してもらったり、著しく安い価額で財産を売買したりするなど相手から利益を受けた場合は、実質的に贈与を受けたものとみなして贈与税を課税するという相続税法独自の規定があります（相法5～9）。

### 2. 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）することができるという特例です（相法21の6）。

この特例の適用を受けるための主な適用要件は以下のとおりです。

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- (2) 配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること
- (4) 同じ配偶者から過去にこの特例の適用を受けていないこと
- (5) 一定の書類を添付して贈与税の申告をすること

### 3. 相続税の軽減効果は大きくない

贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の相続税の節税効果は、通算相続税の負担額から検証するとあまり大きな効果は期待できません。また、小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等の特例は、贈与を受けた土地については適用を受けることができないことにも留意しておかなければなりません。以下の設例で確認してみます。

#### 【設例】

1. 被相続人 夫（令和4年3月死亡）
2. 相続人 妻・長男
3. 遺産額 5億円（配偶者控除適用前）で法定相続分どおり相続する
4. その他 妻固有の財産はないものとし、配偶者の税額軽減をフル活用するものとする。なお、妻は令和2年に死亡するものと仮定する。
5. 夫から妻へ贈与税の配偶者控除の適用を受け、2,000万円の生前贈与を行っていたか否かによる相続税の差異

#### ● 贈与税の配偶者控除の適用の有無による相続税の差異（単位：万円）

	贈与税の配偶者控除を適用しなかった場合			贈与税の配偶者控除を適用した場合		
	第一次相続	第二次相続	合計	第一次相続	第二次相続	合計
課税価格	50,000	25,000	—	48,000	26,000	—
基礎控除額	4,200	3,600	—	4,200	3,600	—
課税遺産総額	45,800	21,400	—	43,800	22,400	—
納付税額	7,605	6,930	14,535	7,155	7,380	14,535

以上の設例においては、贈与税の配偶者控除を適用しても、第一次相続及び第二次相続の通算相続税は同額ですが、不動産が贈与によって移転することに伴う登録免許税や不動産取得税が課されます（ちなみに、相続人が妻と子2人の場合の通算相続税は、配偶者控除を適用したときの相続税が25万円少なくなります。）。

しかし、配偶者の残された時間を有効に活用することができれば、第二次相続対策を行うことで、通算相続税を軽減するチャンスは残されています。（文責：山本和義）